

# 新旧対照表

現 行	修正案
<p data-bbox="488 496 757 539">紋別市水防計画</p>	<p data-bbox="1525 496 1794 539">紋別市水防計画</p> <p data-bbox="1599 587 1720 630">(修正案)</p>

現 行	修正案	説 明
<p><b>第1章 総則</b></p> <p><b>第1節 目的</b> (略)</p> <p><b>第2節 用語の定義</b></p> <p>主な水防用語の定義は次のとおりである。</p> <p>(1) 水防管理団体 水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう(法第2条第2項)。</p> <p>(2) 指定水防管理団体 水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう(法第4条)。</p> <p>(3) 水防管理者 水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう(法第2条第3項)。</p> <p>(4) 消防機関 消防組織法(昭和22年法律第226号)第9条に規定する消防の機関(消防本部、消防署及び消防団)をいう(法第2条第4項)。</p> <p>(5) 消防機関の長 消防本部を置く市町村にあっては消防長を、消防本部を置かない市町村にあっては消防団の長をいう(法第2条第5項)。</p> <p>(6) 水防団 法第6条に規定する水防団をいう。</p> <p>(7) 量水標管理者 量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう(法第2条第7項、法第10条第3項)。</p> <p>(8) 水防協力団体 水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう(法第36条第1項)。</p> <p>(9) 洪水予報河川 国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国</p>	<p><b>第1章 総則</b></p> <p><b>第1節 目的</b> (略)</p> <p><b>第2節 用語の定義</b></p> <p>主な水防用語の定義は次のとおりである。</p> <p>(1) 水防管理団体 水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう(法第2条第2項)。</p> <p>(2) 指定水防管理団体 水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう(法第4条)。</p> <p>(3) 水防管理者 水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう(法第2条第3項)。</p> <p>(4) 消防機関 消防組織法(昭和22年法律第226号)第9条に規定する消防の機関(消防本部、消防署及び消防団)をいう(法第2条第4項)。</p> <p>(5) 消防機関の長 消防本部を置く市町村にあっては消防長を、消防本部を置かない市町村にあっては消防団の長をいう(法第2条第5項)。</p> <p>(6) 水防団 法第6条に規定する水防団をいう。</p> <p>(7) 量水標管理者 量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう(法第2条第7項、法第10条第3項)。</p> <p>(8) 水防協力団体 水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう(法第36条第1項)。</p> <p>(9) 洪水予報河川 国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国</p>	

現 行	修正案	説 明
<p>土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。</p> <p>(10) 水防警報 国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通省又は都道府県の機関が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第8項、法16条）。</p> <p>(11) 水位周知河川 国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第13条）。</p> <p>(12) 水位周知下水道 国土交通大臣又は都道府県知事が、内水により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等。都道府県知事又は市町村長は、水位周知下水道について、当該下水道の水位があらかじめ定めた内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う（法第13条の2）。</p> <p>(13) 水位周知海岸 都道府県知事が、高潮により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した海岸。都道府県知事は、水位周知海岸について、当該海岸の水位があらかじめ定めた高潮氾濫危険水位（高潮特別警戒水位）に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う（法第13条の3）。</p> <p>(14) 水位到達情報 水位到達情報とは、水位周知河川、水位周知下水道または水位周知海岸において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位、雨水出水特別警戒水位又は高潮特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、水位周知河川又は水位周知海岸においては氾濫発生情報のことをいう。</p> <p>(15) 水防団待機水位（通報水位） 量水標の設置されている地点ごとに知事が定める水位で、各水防機関が水防体</p>	<p>土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。</p> <p>(10) 水防警報 国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通省又は都道府県の機関が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第8項、法16条）。</p> <p>(11) 水位周知河川 国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第13条）。</p> <p>(12) 水位周知下水道 国土交通大臣又は都道府県知事が、内水により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等。都道府県知事又は市町村長は、水位周知下水道について、当該下水道の水位があらかじめ定めた内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う（法第13条の2）。</p> <p>(13) 水位周知海岸 都道府県知事が、高潮により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した海岸。都道府県知事は、水位周知海岸について、当該海岸の水位があらかじめ定めた高潮氾濫危険水位（高潮特別警戒水位）に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う（法第13条の3）。</p> <p>(14) 水位到達情報 水位到達情報とは、水位周知河川、水位周知下水道または水位周知海岸において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位、雨水出水特別警戒水位又は高潮特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、水位周知河川又は水位周知海岸においては氾濫発生情報のことをいう。</p> <p>(15) 水防団待機水位（通報水位） 量水標の設置されている地点ごとに知事が定める水位で、各水防機関が水防体</p>	

現 行	修正案	説 明
<p>制に入る水位（法第 12 条第 1 項に規定される通報水位）をいう。</p> <p>水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。</p> <p>(16) 氾濫注意水位（警戒水位）</p> <p>水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして知事が定める水位（法第 12 条第 2 項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出勤の目安となる水位である。</p> <p>量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。</p> <p>(17) 避難判断水位</p> <p>市町村長の避難準備情報発表の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。</p> <p>(18) 氾濫危険水位</p> <p>洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難勧告等の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第 13 条第 1 項及び第 2 項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。</p> <p>(19) 内水氾濫危険水位</p> <p>法第 13 条の 2 第 1 項及び第 2 項に規定される雨水出水特別警戒水位のこと。</p> <p>内水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。</p> <p>(20) 高潮氾濫危険水位</p> <p>法第 13 条の 3 に規定される高潮特別警戒水位のこと。高潮により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難勧告等の発令判断の目安となる水位である。</p> <p>(21) 洪水特別警戒水位</p> <p>法第 13 条第 1 項及び第 2 項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣又は知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。</p> <p>(22) 雨水出水特別警戒水位</p> <p>法第 13 条の 2 第 1 項及び第 2 項に定める内水による災害の発生を特に警戒すべき水位。内水氾濫危険水位に相当する。知事又は市町村長は、指定した水位周知下水道 においてこの水位に達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。</p>	<p>制に入る水位（法第 12 条第 1 項に規定される通報水位）をいう。</p> <p>水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。</p> <p>(16) 氾濫注意水位（警戒水位）</p> <p>水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして知事が定める水位（法第 12 条第 2 項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出勤の目安となる水位である。</p> <p>量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。</p> <p>(17) 避難判断水位</p> <p>市町村長の避難準備・高齢者等避難開始発表の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。</p> <p>(18) 氾濫危険水位</p> <p>洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難勧告等の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第 13 条第 1 項及び第 2 項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。</p> <p>(19) 内水氾濫危険水位</p> <p>法第 13 条の 2 第 1 項及び第 2 項に規定される雨水出水特別警戒水位のこと。</p> <p>内水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。</p> <p>(20) 高潮氾濫危険水位</p> <p>法第 13 条の 3 に規定される高潮特別警戒水位のこと。高潮により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難勧告等の発令判断の目安となる水位である。</p> <p>(21) 洪水特別警戒水位</p> <p>法第 13 条第 1 項及び第 2 項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣又は知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。</p> <p>(22) 雨水出水特別警戒水位</p> <p>法第 13 条の 2 第 1 項及び第 2 項に定める内水による災害の発生を特に警戒すべき水位。内水氾濫危険水位に相当する。知事又は市町村長は、指定した水位周知下水道 においてこの水位に達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。</p>	<p>国の避難勧告等のガイドライン改定に合わせた修正</p>

現 行	修正案	説 明
<p>(23) 高潮特別警戒水位            法第 13 条の 3 に定める高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位。高潮氾濫危険水位に相当する。知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。</p> <p>(24) 重要水防箇所            堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。</p> <p>(25) 洪水浸水想定区域            洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は知事が指定した区域をいう（法第 14 条）。</p> <p>(26) 内水浸水想定区域            水位周知下水道について、内水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該下水道において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として知事又は市町村長が指定した区域をいう（法第 14 条の 2 に規定される雨水出水浸水想定区域）。</p> <p>(27) 高潮浸水想定区域            水位周知海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の高潮により当該海岸において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として知事が指定した区域をいう（法第 14 条の 3）。</p> <p><b>第 3 節 水防の責任等</b>            (略)</p> <p><b>第 4 節 水防計画の作成及び変更</b>            (略)</p> <p><b>第 5 節 津波における留意事項</b>            (略)</p> <p><b>第 6 節 安全配慮</b>            (略)</p>	<p>(23) 高潮特別警戒水位            法第 13 条の 3 に定める高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位。高潮氾濫危険水位に相当する。知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。</p> <p>(24) 重要水防箇所            堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。</p> <p>(25) 洪水浸水想定区域            洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は知事が指定した区域をいう（法第 14 条）。</p> <p>(26) 内水浸水想定区域            水位周知下水道について、内水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該下水道において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として知事又は市町村長が指定した区域をいう（法第 14 条の 2 に規定される雨水出水浸水想定区域）。</p> <p>(27) 高潮浸水想定区域            水位周知海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の高潮により当該海岸において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として知事が指定した区域をいう（法第 14 条の 3）。</p> <p><b>第 3 節 水防の責任等</b>            (略)</p> <p><b>第 4 節 水防計画の作成及び変更</b>            (略)</p> <p><b>第 5 節 津波における留意事項</b>            (略)</p> <p><b>第 6 節 安全配慮</b>            (略)</p>	

現 行	修正案	説 明
<p>第2章 水防組織</p> <p>第1節 市の水防組織 (略)</p> <p>第3章 重要水防箇所</p> <p>第1節 重要水防箇所の指定 (略)</p> <p>第4章 予報及び警報</p> <p>第1節 水防活動に用いられる予報及び警報等の種類等 (略)</p> <p>第2節 気象庁が行う予報及び警報 (略)</p>	<p>第2章 水防組織</p> <p>第1節 市の水防組織 (略)</p> <p>第3章 重要水防箇所</p> <p>第1節 重要水防箇所の指定 (略)</p> <p>第4章 予報及び警報</p> <p>第1節 水防活動に用いられる予報及び警報等の種類等 (略)</p> <p>第2節 気象庁が行う予報及び警報 (略)</p>	

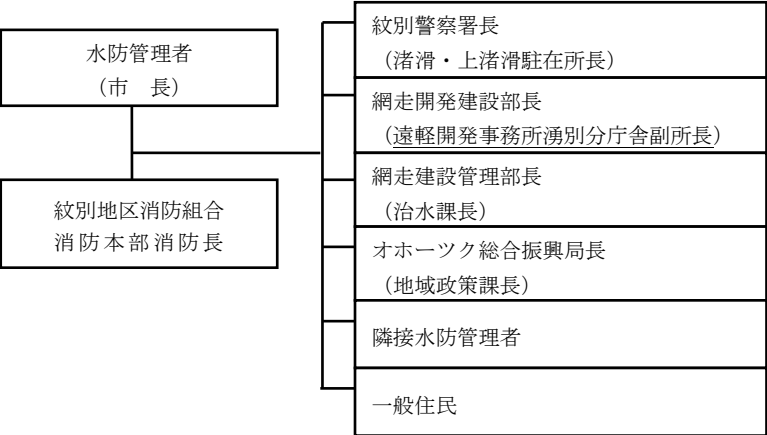
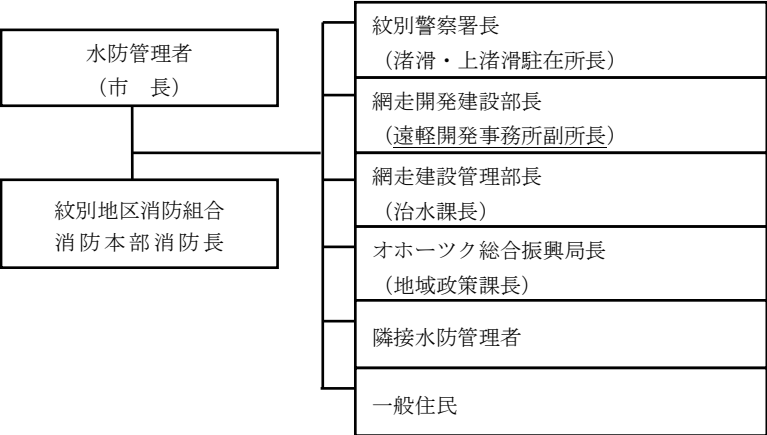
現 行						修 正 案						説 明
<b>第3節 指定河川洪水予報</b> 第1 種類及び発表基準 知事は、法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定により、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたときは、水防管理者等に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知するものとする。 1 洪水予報の種類、危険レベル、発表基準等						<b>第3節 指定河川洪水予報</b> 第1 種類及び発表基準 知事は、法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定により、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたときは、水防管理者等に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知するものとする。 1 洪水予報の種類、危険レベル、発表基準等						国の避難勧告等のガイドライン改定に合わせた修正
洪水の危険レベル	洪水予報の種類	水位の名称	発表する情報（予報文の標題）	発表基準	市・住民に求める行動等	洪水の危険レベル	洪水予報の種類	水位の名称	発表する情報（予報文の標題）	発表基準	市・住民に求める行動等	
レベル5	洪水警報	(氾濫発生)	〇〇川氾濫発生情報	氾濫が発生したとき	住民の避難完了	レベル5	洪水警報	(氾濫発生)	〇〇川氾濫発生情報	氾濫が発生したとき	住民の避難完了	
レベル4 (危険)	洪水警報	氾濫危険水位 (特別警戒水位)	〇〇川氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき	市は避難勧告等の発令を判断 住民は避難を判断	レベル4 (危険)	洪水警報	氾濫危険水位 (特別警戒水位)	〇〇川氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき	市は避難勧告等の発令を判断 住民は避難を判断	
レベル3 (警戒)	洪水警報	避難判断水位	〇〇川氾濫警戒情報	避難判断水位に到達し、さらに上昇するおそれがあるとき、あるいは水位予測に基づき氾濫危険水位に到達すると見込まれたとき	市は避難準備情報発令を判断 住民は、氾濫に関する情報に注意し、避難を判断	レベル3 (警戒)	洪水警報	避難判断水位	〇〇川氾濫警戒情報	避難判断水位に到達し、さらに上昇するおそれがあるとき、あるいは水位予測に基づき氾濫危険水位に到達すると見込まれたとき	市は避難準備・高齢者等避難開始発令を判断 住民は、氾濫に関する情報に注意し、避難を判断	
レベル2 (注意)	洪水注意報	氾濫注意水位 (警戒水位)	〇〇川氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し、さらに上昇するおそれがあるとき	消防機関出動	レベル2 (注意)	洪水注意報	氾濫注意水位 (警戒水位)	〇〇川氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し、さらに上昇するおそれがあるとき	消防機関出動	
レベル1	(発表なし)	水防団待機水位	(発表なし)		消防機関待機	レベル1	(発表なし)	水防団待機水位	(発表なし)		消防機関待機	
第2 国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報 (略)						第2 国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報 (略)						
<b>第4節 水防警報</b> (略)						<b>第4節 水防警報</b> (略)						
<b>第5章 水位等の観測、通報及び公表</b> 第1 水位の観測、通報及び公表 (略)						<b>第5章 水位等の観測、通報及び公表</b> 第1 水位の観測、通報及び公表 (略)						

現 行	修正案	説 明
<p>第2 水位の通報 (略)</p> <p>第3 障害時の水位の通報 (略)</p> <p>第4 水位の公表 (略)</p> <p>第5 雨量の通報 (略)</p> <p>第6 障害時の雨量の通報 (略)</p> <p>第7 水位等の通報系統図 (略)</p> <p>第6章 気象予報等の情報収集 (略)</p> <p>第7章 水門等の操作</p> <p>第1節 河川区間の水門等 (略)</p> <p>第2節 操作の連絡 (略)</p> <p>第3節 連絡系統 (略)</p> <p>第8章 通信連絡</p> <p>第1節 水防通信網の確保 (略)</p>	<p>第2 水位の通報 (略)</p> <p>第3 障害時の水位の通報 (略)</p> <p>第4 水位の公表 (略)</p> <p>第5 欠測時の措置 <u>道及び網走開発建設部は、自らの管理に係る観測所等において欠測等が生じ、水位の通報及び公表ができない状況であることが判明した場合は、速やかに欠測等の原因を究明し早期の復旧に努めるとともに、その状況を関係機関等に速やかに周知する。</u></p> <p>第6 雨量の通報 (略)</p> <p>第7 障害時の雨量の通報 (略)</p> <p>第8 水位等の通報系統図 (略)</p> <p>第6章 気象予報等の情報収集 (略)</p> <p>第7章 水門等の操作</p> <p>第1節 河川区間の水門等 (略)</p> <p>第2節 操作の連絡 (略)</p> <p>第3節 連絡系統 (略)</p> <p>第8章 通信連絡</p> <p>第1節 水防通信網の確保 (略)</p>	<p>水防計画作成の手引きに基づき追記</p> <p>項目番号変更</p>



現 行					修正案					説 明
<b>第2節 市の通信連絡</b> 第1 市の通信連絡 市の通信連絡は、市地域防災計画一般災害対策編第2部「風水害対策編」第2編「災害応急対策計画」第2章「気象業務に関する計画」に示す「紋別市における気象情報等の伝達系統図」の定めるところによる。 また、市と水防関係機関との通信連絡系統は、次のとおりとする。 <b>■市と水防関係機関との通信連絡系統</b>					<b>第2節 市の通信連絡</b> 第1 市の通信連絡 市の通信連絡は、市地域防災計画一般災害対策編第2部「風水害対策編」第2編「災害応急対策計画」第2章「気象業務に関する計画」に示す「紋別市における気象情報等の伝達系統図」の定めるところによる。 また、市と水防関係機関との通信連絡系統は、次のとおりとする。 <b>■市と水防関係機関との通信連絡系統</b>					庁舎統合による変更
連絡先	連絡責任者	第1系統	第2系統	第3系統	連絡先	連絡責任者	第1系統	第2系統	第3系統	
紋別地区消防組合 消防本部・消防署	署 長	0158-23-0119 FAX 24-3632	内線 330	徒 歩	紋別地区消防組合 消防本部・消防署	署 長	0158-23-0119 FAX 24-3632	内線 330	徒 歩	
網走開発建設部 (遠軽開発事務所湧別分庁舎)	河 川 課 長	0158-62-2165 FAX 62-3096	内線 22	自動車	網走開発建設部 (遠軽開発事務所)	河 川 課 長	0158-42-2181 FAX 42-6348	自動車	—	
オホーツク総合振興局 (地域政策課)	地域政策課長	0152-41-0625 FAX 44-7261	総合行政情報ネットワーク 6-650-2191 FAX 6-650-4893	自動車	オホーツク総合振興局 (地域政策課)	地域政策課長	0152-41-0625 FAX 44-7261	総合行政情報ネットワーク 6-650-2191 FAX 6-650-4893	自動車	
網走建設管理部 紋別出張所	所 長	0158-24-2196 FAX 24-2220	総合行政情報ネットワーク 6-650-4344	自動車	網走建設管理部 紋別出張所	所 長	0158-24-2196 FAX 24-2220	総合行政情報ネットワーク 6-650-4344	自動車	
紋別警察署	署 長	0158-23-0110	警察無線	—	紋別警察署	署 長	0158-23-0110	警察無線	—	
渚滑警察官駐在所	所 長	0158-23-2909	自動車	—	渚滑警察官駐在所	所 長	0158-23-2909	自動車	—	
上渚滑警察官駐在所	所 長	0158-25-2535	自動車	—	上渚滑警察官駐在所	所 長	0158-25-2535	自動車	—	
渚滑出張所	出 張 所 長	0158-23-2919 FAX 24-5071	自動車	—	渚滑出張所	出 張 所 長	0158-23-2919 FAX 24-5071	自動車	—	
上渚滑支所	支 所 長	0158-25-2211 FAX 25-2413	自動車	—	上渚滑支所	支 所 長	0158-25-2211 FAX 25-2413	自動車	—	

現 行	修正案	説 明
<p><b>第 9 章 水防施設及び輸送</b></p> <p><b>第 1 節 水防資器材</b> (略)</p> <p><b>第 2 節 輸送の確保</b> (略)</p> <p><b>第 10 章 水防活動</b></p> <p><b>第 1 節 水防配備</b> (略)</p> <p><b>第 2 節 巡視及び警戒</b> (略)</p> <p><b>第 3 節 水防作業</b> (略)</p> <p><b>第 4 節 警戒区域の指定</b> (略)</p> <p><b>第 5 節 避難のための立ち退き</b> (略)</p> <p><b>第 6 節 決壊・漏水等の通報及びその後の措置</b></p> <p>第 1 決壊・漏水等の通報</p> <p>水防に際し、堤防、その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちに関係者（関係機関・団体）に通報するものとする。</p> <p>通報を受けた河川管理者は水防上危険であるかどうか確認を行い、危険が認められる場合には市町村の長に避難勧告等の発令に資する事象として情報提供するものとする。</p> <p>特に、暫定堤防区間における危険水位が現況堤防高から余裕高を引いた（スライドダウンを行わない）高さを原則として設定されていることから、断面不足等に起因する漏水等に関する危険情報が洪水予報や水位到達情報に反映されていない（第 4 章参照）。</p> <p>そのため、河川管理者は、自らが管理する堤防の漏水に関する危険情報が関係者に直ちに通報されるよう、出水期前に、洪水時における堤防等の監視、警戒及び連絡の体制・方法を関係者と確認しておくものとする。</p>	<p><b>第 9 章 水防施設及び輸送</b></p> <p><b>第 1 節 水防資器材</b> (略)</p> <p><b>第 2 節 輸送の確保</b> (略)</p> <p><b>第 10 章 水防活動</b></p> <p><b>第 1 節 水防配備</b> (略)</p> <p><b>第 2 節 巡視及び警戒</b> (略)</p> <p><b>第 3 節 水防作業</b> (略)</p> <p><b>第 4 節 警戒区域の指定</b> (略)</p> <p><b>第 5 節 避難のための立ち退き</b> (略)</p> <p><b>第 6 節 決壊・漏水等の通報及びその後の措置</b></p> <p>第 1 決壊・漏水等の通報</p> <p>水防に際し、堤防、その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちに関係者（関係機関・団体）に通報するものとする。</p> <p>通報を受けた河川管理者は水防上危険であるかどうか確認を行い、危険が認められる場合には市町村の長に避難勧告等の発令に資する事象として情報提供するものとする。</p> <p>特に、暫定堤防区間における危険水位が現況堤防高から余裕高を引いた（スライドダウンを行わない）高さを原則として設定されていることから、断面不足等に起因する漏水等に関する危険情報が洪水予報や水位到達情報に反映されていない（第 4 章参照）。</p> <p>そのため、河川管理者は、自らが管理する堤防の漏水に関する危険情報が関係者に直ちに通報されるよう、出水期前に、洪水時における堤防等の監視、警戒及び連絡の体制・方法を関係者と確認しておくものとする。</p>	

現 行	修正案	説 明
<p>第2 決壊・漏水等の通報系統</p> <p>決壊・漏水等の通報系統は、下記のとおり。通報先の関係市町村については、河川等の管理者が氾濫（決壊又は溢流）想定地点（例えば、浸水想定区域を指定した河川については、浸水解析で設定した氾濫想定地点）ごとに氾濫水の到達が想定される市町村を整理したものや、漏水発生状況等の確認を開始する水位及び重点的に確認を行う区間を、事前に関係水防管理団体に提示することとする。</p>  <p>(注) 消防長及び水防管理者が現場に所在せず、緊急に通報する必要があると判断したときは、上記通報図に準じ、通報を行う。</p> <p>第3 決壊等後の措置</p> <p>堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。</p> <p>第7節 水防設備の解除 (略)</p> <p>第8節 公務災害補償 (略)</p> <p>第11章 水防信号、水防標識等</p> <p>第1節 水防信号 (略)</p>	<p>第2 決壊・漏水等の通報系統</p> <p>決壊・漏水等の通報系統は、下記のとおり。通報先の関係市町村については、河川等の管理者が氾濫（決壊又は溢流）想定地点（例えば、浸水想定区域を指定した河川については、浸水解析で設定した氾濫想定地点）ごとに氾濫水の到達が想定される市町村を整理したものや、漏水発生状況等の確認を開始する水位及び重点的に確認を行う区間を、事前に関係水防管理団体に提示することとする。</p>  <p>(注) 消防長及び水防管理者が現場に所在せず、緊急に通報する必要があると判断したときは、上記通報図に準じ、通報を行う。</p> <p>第3 決壊等後の措置</p> <p>堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。</p> <p>第7節 水防設備の解除 (略)</p> <p>第8節 公務災害補償 (略)</p> <p>第11章 水防信号、水防標識等</p> <p>第1節 水防信号 (略)</p>	<p>庁舎統合による変更</p>

現 行	修正案	説 明
<p>第2節 水防標識 (略)</p> <p>第3節 身分証票 (略)</p> <p>第12章 協力及び応援</p> <p>第1節 水防管理団体相互の応援及び相互協定 (略)</p> <p>第2節 警察官の援助要求 (略)</p> <p>第3節 自衛隊の派遣要請 (略)</p> <p>第4節 国(網走開発建設部、網走地方気象台)との連携 (略)</p>	<p>第2節 水防標識 (略)</p> <p>第3節 身分証票 (略)</p> <p>第12章 協力及び応援</p> <p>第1節 河川管理者の協力</p> <p><u>北海道開発局長及び北海道知事は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。</u></p> <p><u>(1) 北海道開発局長の協力</u></p> <p>ア <u>水防管理団体に対して、河川に関する情報(渚滑川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視の画像)の提供</u></p> <p>イ <u>重要水防箇所の合同点検の実施</u></p> <p>ウ <u>水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加</u></p> <p>エ <u>水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材(災害対策用機械含む)の貸与</u></p> <p>オ <u>洪水等により甚大な災害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合に、水防管理団体への職員の派遣(リエゾンの派遣)</u></p> <p><u>(2) 北海道知事の協力</u></p> <p>ア <u>水防管理団体に対して、河川に関する情報(道管理河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報)の提供</u></p> <p>イ <u>重要水防箇所の合同点検の実施</u></p> <p>ウ <u>水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加</u></p> <p>エ <u>水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材が不足するような緊急事態に際して、河川管理者の備蓄資器材の貸与</u></p> <p>第2節 水防管理団体相互の応援及び相互協定 (略)</p> <p>第3節 警察官の援助要求 (略)</p> <p>第4節 自衛隊の派遣要請 (略)</p> <p>第5節 国(網走開発建設部、網走地方気象台)との連携 (略)</p>	<p>水防法第3条第4項に基づく追記</p> <p>節番号変更</p>

現 行	修正案	説 明
<p>第5節 企業（地元建設業等）との連携 （略）</p> <p>第6節 住民、自主防災組織等との連携 （略）</p> <p>第13章 費用負担と公用負担</p> <p>第1節 費用負担 （略）</p> <p>第2節 公用負担 （略）</p> <p>第14章 水防報告等</p> <p>第1節 水防記録 （略）</p> <p>第2節 水防報告 （略）</p> <p>第15章 水防訓練 （略）</p> <p>第16章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置</p> <p>第1節 洪水、内水、高潮対応 （略）</p> <p>第2節 洪水・津波ハザードマップ （略）</p> <p>第3節 津波対応 （略）</p>	<p>第6節 企業（地元建設業等）との連携 （略）</p> <p>第7節 住民、自主防災組織等との連携 （略）</p> <p>第13章 費用負担と公用負担</p> <p>第1節 費用負担 （略）</p> <p>第2節 公用負担 （略）</p> <p>第14章 水防報告等</p> <p>第1節 水防記録 （略）</p> <p>第2節 水防報告 （略）</p> <p>第15章 水防訓練 （略）</p> <p>第16章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置</p> <p>第1節 洪水、内水、高潮対応 （略）</p> <p>第2節 洪水・津波ハザードマップ （略）</p> <p>第3節 津波対応 （略）</p>	<p>節番号変更</p>

現 行	修正案	説 明
<p>第17章 水防協力団体</p> <p>第1節 水防協力団体の指定 (略)</p> <p>第2節 水防協力団体の業務 (略)</p> <p>第3節 水防協力団体の水防団等との連携 (略)</p> <p>第4節 水防協力団体の申請・指定及び運用 (略)</p> <p>別 表 (略)</p> <p>資料編 (略)</p>	<p>第17章 水防協力団体</p> <p>第1節 水防協力団体の指定 (略)</p> <p>第2節 水防協力団体の業務 (略)</p> <p>第3節 水防協力団体の水防団等との連携 (略)</p> <p>第4節 水防協力団体の申請・指定及び運用 (略)</p> <p>別 表 (略)</p> <p>資料編 (略)</p>	